

埼玉県生活環境保全条例

平成十三年七月十七日

条例第五十七号

改正

平成一五年三月一八日条例第一二号

平成一五年四月三〇日条例第六五号

平成一六年二月六日条例第一号

平成一六年一二月二一日条例第六七号

平成二一年三月三一日条例第九号

平成二一年七月一四日条例第四三号

平成二三年三月一八日条例第一五号

平成二三年一二月二七日条例第六二号

平成二四年五月二五日条例第三八号

平成二六年三月二七日条例第二号

平成二七年三月一七日条例第一一号

平成三〇年三月三〇日条例第一一号

埼玉県生活環境保全条例をここに公布する。

埼玉県生活環境保全条例

埼玉県公害防止条例（昭和五十三年埼玉県条例第四十八号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 生活環境の保全に関する基本的施策（第五条—第九条）

第三章 生活排水対策の推進等

第一節 生活排水対策の推進（第十条—第十七条）

第二節 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等（第十八条—第二十一条）

第四章 フルオロカーボンの排出の抑制（第二十二条—第二十九条）

第五章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第一節 自動車排出粒子状物質等の排出の抑制（第三十条—第三十九条）

第二節 アイドリング・ストップの推進（第四十条—第四十二条）

第三節 燃料に関する規制（第四十三条・第四十四条）

第四節 低公害車等の使用の促進等（第四十五条—第四十八条）

第六章 公害等に関する規制等

第一節 ばい煙等に関する規制（第四十九条—第七十条）

第二節 特定化学物質の適正な管理（第七十一条—第七十五条）

第三節 土壌環境及び地下水質の保全（第七十六条—第八十四条）

第四節 地盤の沈下の防止（第八十五条—第一百五条）

第五節 緊急時等の措置（第一百六条—第一百十条）

第七章 生活環境の保全に関する責任者の設置

第一節 環境負荷低減主任者（第一百一十一条・第一百十二条）

第二節 公害防止監督者等（第一百三十一条—第一百八条）

第八章 雑則（第一百九条—第一百二十三条）

第九章 罰則（第二百四条—第一百三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定めることにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 生活環境の保全 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）を保全することをいう。

二 環境への負荷 埼玉県環境基本条例（平成六年埼玉県条例第六十号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。

三 公害 埼玉県環境基本条例第二条第二項に規定する公害をいう。

（県等の責務）

第三条 県、事業者及び県民は、自らの活動における環境への負荷を認識し、埼玉県環境基本条例第三条に定め

る基本理念にのっとり、生活環境の保全が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県は、自ら事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減及び公害の防止に資する行動を率先してとるよう努めるとともに、生活環境の保全に関する施策を策定し、事業者、県民及び市町村その他関係機関と連携してこれを実施しなければならない。

3 事業者は、その事業活動における環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、従業員の訓練体制その他管理体制の整備に努め、並びに当該環境への負荷及び公害の発生状況を常に監視しなければならない。

4 事業者は、環境に係る法令又はこの条例の規定に違反しない場合においても、環境への負荷の低減及び公害の防止について最大限の努力をしなければならない。

5 県民は、日常生活その他の活動において環境への負荷を低減し、及び公害を発生させることのないように努めなければならない。

(県民の調査請求)

第四条 公害に係る被害を受けている者又は受けるおそれのある者は、規則で定めるところにより、当該公害の状況及びその原因について、知事に調査を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による調査の請求があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果等を当該請求をした者に通知するものとする。

## 第二章 生活環境の保全に関する基本的施策

(環境への負荷の低減に関する指針等の策定等)

第五条 知事は、事業者及び県民がそれぞれの立場に応じて環境への負荷の低減を図るために必要な措置又は行動に関する指針等を定め、その普及及び啓発を行うものとする。

(環境への負荷の低減に関する教育及び学習の促進)

第六条 知事は、県民、事業者又はこれらの者で組織する民間の団体の環境への負荷の低減に関する教育及び学習への主体的な取組を促進するため、当該教育及び学習に関する指針を定めるとともに、指導者の育成、相談機能の充実、情報の提供等を行うものとする。

(規制の措置)

第七条 知事は、この条例の定めるところにより、大気汚染、水質汚濁、土壌又は地下水の汚染の原因となる物質の排出、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等が遵守すべき基準を定めること等により、生活環境の保全のために必要な規制の措置を講じなければならない。

(公害の監視及び公表)

第八条 知事は、公害の状況について常に監視するとともに、その結果明らかになった公害の状況を公表しなければならない。

(小規模の事業者に対する支援)

第九条 知事は、小規模の事業者が環境への負荷を低減し、及び公害を防止するために行う施設の整備等について、必要な財政的及び技術的な支援を行うよう努めるものとする。

## 第三章 生活排水対策の推進等

全部改正〔平成二一年条例九号〕

### 第一節 生活排水対策の推進

全部改正〔平成二一年条例九号〕

第十条から第十三条まで 削除

〔平成二一年条例九号〕

(生活排水対策に関する指針の策定等)

第十四条 知事は、生活排水(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第九項に規定する生活排水をいう。以下この節において同じ。)の排出による公共用水域(同法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下この節及び第六章において同じ。)の水質の汚濁の防止を図るための必要な対策(以下この節において「生活排水対策」という。)を推進するため、県民及び事業者が取り組むべき措置に関する指針を定めるものとする。

2 知事は、県民及び事業者に対し、前項の指針に定める措置その他の生活排水対策に係る啓発及び情報の提供を行うものとする。

一部改正〔平成二三年条例一五号〕

(生活排水を排出する者の措置)

第十五条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、前条第一項の指針に基づき、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努めるとともに、県又は市町村が実施する生活排水対策に協力しなければならない。

(生活排水の処理施設の整備の促進等)

第十六条 知事は、市町村と連携して、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画を定め、その整備の促進に努めるものとする。

2 生活排水を排出する者は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)その他の法律の規定に基づき生活排水の処理に係る措置をとるべきこととされている場合を除き、浄化槽(浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一号に規定する浄化槽をいう。)その他の公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減に資する設備又は施設の設置に努めなければならない。

(市町村への支援)

第十七条 県は、前条第二項の設備又は施設の設置又は維持管理について援助その他の生活排水対策を実施する市町村に対し、必要な財政的な支援を行うよう努めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、県は、生活排水対策を実施する市町村に対し、技術的な助言その他の措置を行うものとする。

第二節 廃棄物の発生の抑制、循環的利用等

一部改正〔平成二一年条例九号〕

(計画の策定等)

第十八条 知事は、廃棄物の発生の抑制、廃棄物の再利用、再生利用等の循環的な利用(次条において「循環的利用」という。)その他その適正な処理に関する基本的な計画を定め、事業者、県民及び市町村と連携してその推進に努めるものとする。

(事業者及び県民の取組)

第十九条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、前条の計画に基づき、廃棄物の発生の抑制、循環的利用その他その適正な処理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民は、日常生活その他の活動において、前条の計画に基づき、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、廃棄物の循環的利用その他その適正な処理の促進に努めなければならない。

(処理計画の作成等)

第二十条 大規模な事業所として規則で定める事業所を設置している者又は産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下この条において同じ。)を多量に排出する者として規則で定める事業者(以下この条において「多量排出事業者」という。)は、第十八条の計画に基づき、規則で定めるところにより、当該事業所又は当該事業者が設置する事業所における産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画(以下この条及び次条において「処理計画」という。)を作成しなければならない。

2 多量排出事業者は、処理計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。処理計画の内容を変更したときも、同様とする。

3 多量排出事業者は、処理計画に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に努めるとともに、処理計画の実施の状況について、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。

(処理計画等の公表)

第二十一条 知事は、前条第二項の規定により提出された処理計画及び同条第三項の規定により報告された処理計画の実施の状況を規則で定めるところにより公表するものとする。

第四章 フルオロカーボンの排出の抑制

(定義)

第二十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定物質 冷媒として使用され、又は使用されていたフルオロカーボンで規則で定めるものをいう。

二 特定機器 前号の規則で定めるフルオロカーボンが冷媒として使用されている機器で規則で定めるものをいう。

三 特定事業者 特定物質の回収、処理等を業として行う者で規則で定めるものをいう。

(指針の策定)

第二十三条 知事は、特定物質の大気中への排出を防止し、及び適正な回収、処理等を推進するため、特定機器の取扱い及び特定物質の回収、処理等に当たって配慮すべき事項に関する指針を定めるものとする。

(特定機器の適正な取扱い等)

第二十四条 特定機器を所有し、又は管理する者は、前条の指針に基づき、特定機器を適正に取り扱わなければならない。

2 特定事業者又は特定機器の整備、修理若しくは移設を業として行う者は、前条の指針に基づき、特定物質の回収、処理等又は特定機器の整備、修理若しくは移設を適正に行わなければならない。

(特定物質の排出の抑制)

第二十五条 特定機器を廃棄する者は、当該特定機器に使用されている特定物質を大気中に排出しないよう、特定事業者への当該特定物質の回収の委託その他の規則で定める方法により、当該特定物質の回収、処理等をしなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号〕

(製造業者等による支援)

第二十六条 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号。以下この条及び次条第一項において「法」という。)第二条第五項に規定する特定製品の製造業者又は販売業者は、同条第十項の第一種フロン類充填回収業者又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項の引取業者若しくは同条第十二項のフロン類回収業者から特定物質の管理の適正化のためにこれらの事業者が行う業務に関し必要な措置に係る協力を求められたときは、情報の提供その他の技術的な支援に努めなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号・一六年六七号・二七年一一号〕

(断熱材用特定物質の回収等)

第二十七条 規則で定める機器を廃棄しようとする者は、法第二条第十項の第一種フロン類充填回収業者又は規則で定める特定事業者(以下この条において「回収業者等」という。)に特定物質の回収を委託する場合において、回収業者等がその機器の断熱材に使用されているフルオロカーボンで第二十二条第一号の規則で定めるもの

(以下この条において「断熱材用特定物質」という。)の回収をすることができるときは、断熱材用特定物質についても回収を委託するよう努めなければならない。

2 前項の場合において、回収業者等は、断熱材用特定物質の回収に努めなければならない。

3 前項の規定により回収を行う場合において、回収業者等(断熱材用特定物質の処理を業として行う者を含む。)は、その取り扱う断熱材用特定物質を大気中に排出しないよう、規則で定める方法により、回収、処理等を行わなければならない。

一部改正〔平成一五年条例一二号・二七年一一号〕

## 第二十八条 削除

〔平成一五年条例一二号〕

(勧告)

第二十九条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、特定物質の大気中への排出の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

一 特定事業者又は特定機器の整備、修理若しくは移設を業として行う者が第二十四条第二項の規定に違反しているとき。

二 特定機器を廃棄する事業者が第二十五条の規定に違反しているとき。

一部改正〔平成一五年条例一二号〕

## 第五章 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

### 第一節 自動車排出粒子状物質等の排出の抑制

(定義)

第三十条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自動車 道路運送車両法(昭和三十六年法律第百八十五号。以下この章において「法」という。)第二条第二項に規定する自動車(法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。)をいう。

二 自動車排出粒子状物質 自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質をいう。

三 自動車排出窒素酸化物 自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物をいう。

四 粒子状物質対策自動車 別表第一に掲げる自動車のうち軽油を燃料とする自動車として法第五十八条の有効な自動車検査証の交付を受けたものをいう。

五 低公害車 自動車排出粒子状物質及び自動車排出窒素酸化物(以下この章において「自動車排出粒子状物質等」という。)を排出せず、又は自動車排出粒子状物質等の排出量が相当程度少ない自動車として知事が定めるものをいう。

(粒子状物質排出基準の遵守等)

第三十一条 知事は、自動車排出粒子状物質による県内の大気汚染の状況を勘案し、粒子状物質対策自動車から排出される粒子状物質の排出量に関する基準(以下この条及び第三十四条において「粒子状物質排出基準」という。)を規則で定めるものとする。

2 自動車の使用者又は運転者は、粒子状物質対策自動車で粒子状物質排出基準を超えて粒子状物質を排出するものを、規則で定める地域において運行し、又は運行させてはならない。

(適用除外)

第三十二条 前条第二項の規定は、次に掲げる粒子状物質対策自動車については、適用しない。

一 法第四条の規定により初めて登録を受けた日から起算して七年(規則で定める粒子状物質対策自動車については、規則で定める期間)を経過しない粒子状物質対策自動車

二 粒子状物質を減少させる装置を装着した粒子状物質対策自動車

2 前項第二号の粒子状物質を減少させる装置は、規則で定めるところにより知事が指定するものとする。

(運送等を委託する者の措置)

第三十三条 反復継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者の粒子状物質対策自動車の運行に相当程度関与するものは、当該委託を受ける者が第三十一条第二項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

(運行禁止命令等)

第三十四条 知事は、第三十一条第二項の規定に違反して粒子状物質排出基準に適合しない粒子状物質対策自動車が同項の規則で定める地域において運行されていると認めるときは、当該粒子状物質対策自動車の使用者に対し、当該地域において当該粒子状物質対策自動車を運行し、又は運行させてはならないことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者から当該粒子状物質対策自動車が第三十二条第一項第二号に掲げる粒子状物質対策自動車となったことを証するものが提出され、かつ、知事がこれを適当と認めたときは、知事は、当該命令を解除するものとする。

(低公害車の導入)

第三十五条 自動車の使用者又は自動車の賃貸等を業とする者のうち規則で定める自動車を規則で定める台数以上事業の用に供する者は、知事が定める期限までに、その事業の用に供する自動車の台数に対する低公害車の台数の割合を知事が定める割合以上としなければならない。

(事業者による計画の作成等)

第三十六条 知事は、自動車排出粒子状物質等による大気汚染の防止を図るため、事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関する指針を定めるものとする。

2 規則で定める地域内に使用の本拠の位置を有する自動車であって規則で定めるものを規則で定める台数以上使用する事業者は、前項の指針に基づき、自動車排出粒子状物質等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であって当該自動車に係るものの実施に関する計画を作成しなければならない。

3 前項の事業者は、前項の計画を作成したときは、規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。計画の内容を変更したときも、同様とする。

(定期の報告)

第三十七条 前条第二項の事業者は、毎年、規則で定めるところにより、その事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況を知事に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第三十八条 知事は、第三十六条第二項の事業者の事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出であって、同項に規定する自動車に係るものの抑制が同条第一項の指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動において生ずる自動車排出粒子状物質等の排出であって、当該自動車に係るものの抑制に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(大気汚染地域の指定等)

第三十九条 知事は、自動車排出粒子状物質等により、常に著しい大気汚染が発生している地域があるときは、当該地域を大気汚染地域として指定するとともに、道路の管理者その他関係機関と連携して、当該地域の大気汚染を解消するための措置に関する計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

## 第二節 アイドリング・ストップの推進

(アイドリング・ストップの実施)

第四十条 自動車、法第二条第三項に規定する原動機付自転車又は法第三条に規定する大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車（以下この条において「自動車等」という。）の運転者は、自動車等の駐車時又は停車時における原動機の停止（以下この節において「アイドリング・ストップ」という。）を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 自動車等を事業の用に供する者は、その管理する自動車等の運転者が前項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

(駐車場の利用者への周知)

第四十一条 規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、必要な事項を表示したものの掲出等の方法により、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう周知しなければならない。

(外部電源設備の設置)

第四十二条 冷蔵等の装置を有する貨物自動車の貨物の積卸しをする施設の設置者は、アイドリング・ストップを行っている当該貨物自動車の冷蔵等の装置を稼働させるための外部電源設備を設置するよう努めなければならない。

## 第三節 燃料に関する規制

(粒子状物質等を増大させる燃料の使用の禁止等)

第四十三条 自動車（法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車を含む。以下この節において同じ。）の使用人は、自動車から大気中に排出される粒子状物質又は窒素酸化物の量を増大させる燃料として規則で定めるものをその自動車の燃料に使用してはならない。

2 自動車に使用される燃料を販売する者は、自動車の燃料用として前項に規定する燃料を販売してはならない。

3 知事は、前二項の規定に違反して第一項に規定する燃料を使用し、又は販売している者に対し、当該燃料の使用又は販売の禁止を命ずることができる。

(自動車の燃料の検査等)

第四十四条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、検査のために必要な最小限度の分量に限り、自動車に使用され、又は自動車に使用するために販売されている燃料を収去させることができる。

2 知事は、環境への影響を把握するため、自動車に使用される燃料の製造、販売又は使用の状況について調査するものとする。

3 自動車に使用される燃料を製造し、販売し、又は使用する者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

## 第四節 低公害車等の使用の促進等

(自動車販売業者の購入者への説明等)

第四十五条 自動車の販売業者は、粒子状物質対策自動車の運行に係る義務、低公害車の使用に係る義務その他この章に規定する義務の遵守に関し必要な事項及びその販売する新車（過去に法第五十八条の有効な自動車検査証の交付を受けていない自動車をいう。以下この条において同じ。）の自動車排出粒子状物質等の量、騒音の大きさその他規則で定める事項を記載した書面等をその事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対しその書面を交付し、当該事項について説明しなければならない。

2 知事は、自動車の販売業者で新車を販売するものに対し、低公害車の販売の状況について報告を求めること

ができる。

(低公害車等の使用等に係る措置)

第四十六条 自動車又は法第二条第三項に規定する原動機付自転車（以下この条において「自動車等」という。）の使用者又は運転者は、自動車等の使用を抑制するとともに、使用に際しては、低公害車又は粒子状物質若しくは窒素酸化物（以下この条及び次条において「粒子状物質等」という。）の排出の量若しくは騒音及び振動の発生がより少ない自動車等を使用するよう努めなければならない。

2 自動車等の使用者又は運転者は、その自動車等を適正に整備し、又は適切に運転することにより、粒子状物質等の排出の量又は騒音及び振動の発生を低減させるよう努めなければならない。

3 自動車等の製造業者は、粒子状物質等の排出の量又は騒音及び振動の発生がより少ない自動車等の開発に努めなければならない。

4 自動車等の整備業者は、自動車等の整備を行うときは、粒子状物質等の排出の量又は騒音及び振動の発生を低減させるために当該自動車等に備えられた装置を点検し、当該自動車等の整備を依頼した者に対し、その結果を説明するとともに、その適正な管理について必要な助言を行うよう努めなければならない。

(大型特殊自動車等の使用等に係る措置)

第四十七条 法第三条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（以下この条において「大型特殊自動車等」という。）の使用者その他その整備に責任を有する者又は運転者は、その大型特殊自動車等を適正に整備し、又は適切に運転することにより、当該大型特殊自動車等から大気中に排出される粒子状物質等の量又は騒音及び振動の発生を低減させるよう努めなければならない。

(勧告)

第四十八条 知事は、正当な理由がなく第三十三条、第三十五条、第四十条、第四十一条又は第四十五条第一項の規定に違反をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反をしている事項を是正するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

## 第六章 公害等に関する規制等

### 第一節 ばい煙等に関する規制

(定義)

第四十九条 この節、第五節及び第九章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ばい煙 次に掲げる物質をいう。

イ 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物

ロ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

ハ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（イに掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

ニ 炭化水素類 気化した場合に光化学オキシダントの生成の原因となるおそれのある液体状の有機化合物又はその混合物で規則で定めるものをいう。

三 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第八項に規定する特定粉じんを除く。）をいう。

四 有害大気汚染物質 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質のうち、大気の汚染の原因となる物質で規則で定めるものをいう。

五 汚水等 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液をいう。

イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

ロ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

六 特定事業場 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。

七 排水 工場若しくは事業場から公共水域に排出される水及び汚水等を排出する土木建設作業で規則で定めるもの（以下この節及び第五節において「指定土木建設作業」という。）に伴い公共水域に排出される水をいう。

八 指定施設 工場又は事業場（ばい煙又は粉じんに係るものにあつては鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項本文に規定する鉱山を、騒音又は振動に係るものにあつては同項に規定する鉱山を除く。以下この節において同じ。）に設置される施設のうちのばい煙、気化した炭化水素類、粉じん、汚水等、騒音又は振動を排出し、又は発生する施設で別表第二に掲げるものをいう。

九 指定騒音作業 工場又は事業場で行われる作業で別表第三に掲げるものをいう。

十 指定騒音工場等 騒音に係る指定施設を設置し、又は指定騒音作業を行う工場又は事業場をいう。

十一 指定振動工場等 振動に係る指定施設を設置する工場又は事業場をいう。

十二 指定悪臭工場等 別表第四に掲げる事業を行う工場又は事業場をいう。

一部改正〔平成二一年条例九号・二三年一五号・三〇年一一号〕